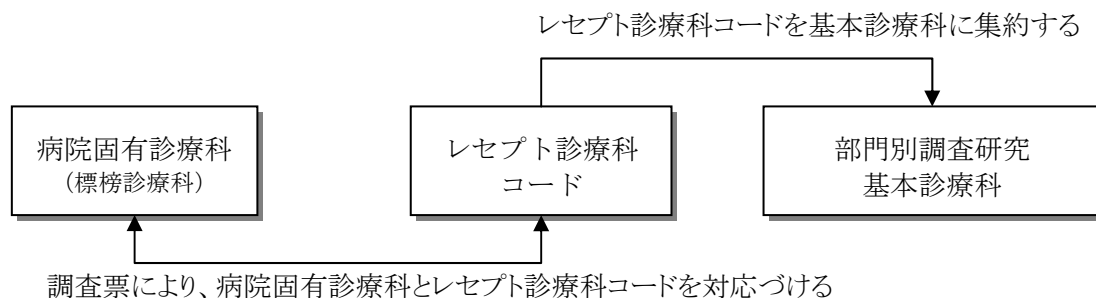


図表 2-2-5 部門設定基準

診療科部門別収支計算による 部門名称		部門設定基準		
		内容	具体例	
入院部門		入院病棟	北一階病棟、南二階病棟	
外来部門		外来診療を実施している部署	内科、呼吸器科・・・	
中央診療部門	手術	主に手術を担当している部署	手術室	
	検査	主に検査を担当している部署	検査室、中央材料室、病理細胞診断科、腹部エコー室	
	画像診断	主に画像診断を担当している部署	放射線科、CT室	
	リハビリ	主にリハビリを担当している部署	リハビリテーション科	
	薬剤	主に調剤等を担当している部署	薬局、薬剤部	
	人工透析	主に人工透析を担当している部署	透析室	
	栄養	主に栄養管理を担当している部署	栄養科、栄養管理室	
	地域連携	主に連携を担当している部署	地域医療連携室 ※診療報酬「在宅医療」に関わる部門	
その他		中央診療部として、上記以外の診療行為を担当している部署	健康管理室、健診科	
補助・管理部門	診療支援	医事	主に医療事務を担当している部署	診療受付、診療科会計、診療報酬の請求
		用度	主に資材の調達・管理事務を担当している部署	物品購入・管理、役務の契約
		情報管理	主に診療行為から発生する診療情報について、電算処理を用いた管理事務を担当している部署	診療情報管理、院内の情報システム制御
	運営管理	総務	主に庶務・企画・人事関係の事務を担当している部署	事務文書管理、病院事業の企画、職員の人事・給与管理
		施設管理	主に病院施設の保守・管理事務を担当している部署	建物・機械等の保守・管理、電気・ガス・水道の管理
		図書室	主に図書の管理事務を担当している部署	図書室
	その他		上記のいずれにも該当しない部署	職員寮、保育園

上記部門のうち入院・外来の各診療科については、病院固有の標榜診療科をレセプト診療科コードに対応づけた上で、それを診療科部門別収支計算の基本診療科にまとめる方法をとっている。病院固有の標榜診療科を「部門別調査研究」の基本診療科に対応づける流れは以下のとおりである。

図表 2-2-6 病院固有診療科と部門別調査研究の基本診療科の対応関係



基本診療科は、下図表のように設定する。また、類似する診療科の傾向を把握するため右列の単位での再集計も行う。

図表 2-2-7 基本診療科の種類

レセプト診療科コード		「部門別調査研究」の基本診療科		類似診療科の集計※
コード	診療科名	診療科名	備考	
01	内科	内科		内科系合計
02	精神科	精神科		精神科
03	神経科	—	精神科に含めた	—
04	神経内科	神経内科		内科系合計
05	呼吸器科	呼吸器科		内科系合計
06	消化器科	消化器科		内科系合計
07	胃腸科	—	消化器科に含めた	—
08	循環器科	循環器科		内科系合計
09	小児科	小児科		小児科
10	外科	外科		外科系合計
11	整形外科	整形外科		外科系合計
12	形成外科	形成外科		外科系合計
13	美容外科	美容外科	本年度該当なし	—
14	脳神経外科	脳神経外科		外科系合計
15	呼吸器外科	呼吸器外科		外科系合計
16	心臓血管外科	心臓血管外科		外科系合計
17	小児外科	小児外科		外科系合計
18	皮膚泌尿器科	皮膚泌尿器科	本年度該当なし	—
19	皮膚科	皮膚科		内科系合計
20	泌尿器科	泌尿器科		外科系合計
21	性病科	性病科	本年度該当なし	—
22	こう門科	こう門科		外科系合計
23	産婦人科	産婦人科		産婦人科系合計
24	産科	産科		産婦人科系合計
25	婦人科	婦人科		産婦人科系合計
26	眼科	眼科		外科系合計
27	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉・気管食道科		外科系合計
28	気管食道科	—	耳鼻咽喉・気管食道科に含めた	—
29	(欠)	—		—
30	放射線科	放射線科		放射線科
31	麻酔科	麻酔科		麻酔科
32	(欠)	(欠)		—
33	心療内科	—	内科に含めた	—
34	アレルギー科	アレルギー科		内科系合計
35	リウマチ科	リウマチ科		内科系合計
36	リハビリテーション科	リハビリテーション科		外科系合計

※ 類似診療科の集計にあたっては、精神科・小児科・放射線科・麻酔科を除いた診療科について、「内科系」「外科系」「産婦人科系」のいずれかに括ることとした。

## (5) 診療科部門別収支計算（階梯式配賦）

### ① 一次計上

一次計上は、調査票及び収集データをもとに部門ごとに損益を計上する手続きである。医業収益と医業費用の一次計上のやり方はそれぞれ次のとおりである。

#### （医業収益）

医業収益のうち、入院診療収益、外来診療収益、保険等査定減については、収支計算ファイルにより把握された調査対象病院全体のこれらの収益や査定減のデータをもとに、レセプトデータもしくはEファイルにより把握された診療科や部門ごとの基本診療料と特掲診療料の合計の出来高点数比により、その発生部署（当該診療科や当該部門）に按分するやり方で計上している。したがって、調査対象病院から直接に診療科や部門ごとの収益が把握できるわけではないが、病院から直接入手した施設全体のデータに、レセプトデータもしくはEファイルの出来高点数比による按分を施しただけであるという意味で直課に準じた形で収益計上されている。

一方、保健予防活動収益、受託検査・施設利用収益、その他の医業収益については、科目別に設定された計上基準（例えば、保健予防活動収益であれば、中央診療部門の地域連携に一括計上する）にしたがって、部門ごとに割り振られる。

#### （医業費用）

医業費用のうち、医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費については、収支計算ファイルにより把握された調査対象病院全体のこれらの費用をもとに、レセプトデータもしくはEファイルにより把握された診療科や部門ごとの薬剤点数や材料点数の出来高点数比により、その発生部署に按分するやり方で計上している。したがって、調査対象病院から直接に診療科や部門ごとの費用が把握できるわけではないが、病院から直接入手した施設全体のデータに、レセプトデータもしくはEファイルの出来高点数比による按分を施しただけであるという意味で直課に準じた形で費用計上されている。

一方、以上の3科目以外については、科目別に設定された計上基準（例えば、給与であれば医師勤務時間比や職種別職員数比により計上し、また、検査委託費であれば中央診療部門の検査に一括計上する）にしたがって、部門ごとに割り振られる。

勘定科目ごとの計上基準は、図表 2-2-8、図表 2-2-9 のとおりとなる。”一括計上”で始まるものは、該当部門への全額計上を表す。それ以外のものはそれぞれの基準に従って各部門に計上される。その計上基準の内容は、図表 2-2-10 のとおりである。

図表 2-2-8 一次計上基準（科目別）

科目		計上基準		
医業収益	入院診療収益	レセ基本及び特掲点数比		
	室料差額収益	直課 室料差額収益		
	外来診療収益	レセ基本及び特掲点数比		
	保健予防活動収益	一括計上 地域		
	受託検査・施設利用収益	一括計上 検査		
	その他の医業収益	一括計上 地域		
	保険等査定減	レセ基本及び特掲点数比		
医業費用	材料費	医薬品費	レセ薬剤点数比	
		診療材料費	レセ材料点数比	
		医療消耗器具備品費	レセ材料点数比	
		給食用材料費	一括計上 栄養	
	給与費	給料	医師勤務時間比、職種別職員数比	
		賞与	医師勤務時間比、職種別職員数比	
		賞与引当金繰入額	職員給金額比	
		退職給与費用	職員給金額比	
		法定福利費	職員給金額比	
	委託費	検査委託費	一括計上 検査	
		給食委託費	一括計上 栄養	
		寝具委託費	診療科別病床数比	
		医事委託費	一括計上 医事	
		清掃委託費	所属別面積比	
		保守委託費	一括計上 施設管理	
	その他の委託費	診療科別延べ患者数比		
	設備関係費	減価償却費	医療用器械備品減価償却費	レセ基本及び特掲点数比
			放射性同位元素減価償却費	一括計上 画像
			その他の減価償却費	所属別面積比
		器械賃借料	医療用機器賃借料	レセ基本及び特掲点数比
			その他の機器賃借料	所属別職員数比
		地代家賃		所属別面積比
		修繕費	医療用器械修繕費	レセ基本及び特掲点数比
			その他の修繕費	所属別職員数比
		固定資産税等		所属別面積比
		器械保守料	医療用機器保守料	レセ基本及び特掲点数比
			その他の器械保守料	所属別職員数比
	器械設備保険料	医療用機器設備保険料	レセ基本及び特掲点数比	
		その他の器械設備保険料	所属別職員数比	
	車両関係費		所属別職員数比	
	研究研修費	研究費	所属別職員数比	
		研修費	所属別職員数比	
	経費	福利厚生費	所属別職員数比	
		旅費交通費	所属別職員数比	
		職員被服費	所属別職員数比	
		通信費	所属別職員数比	
		広告宣伝費	診療科別延べ患者数比	
		消耗品費	所属別職員数比	
		消耗器具備品費	所属別職員数比	
		会議費	所属別職員数比	
		水道光熱費	所属別面積比	
		保険料	所属別職員数比	
		交際費	所属別職員数比	
		諸会費	所属別職員数比	
		租税公課	所属別職員数比	
		医業貸倒損失	レセ基本及び特掲点数比	
		貸倒引当金繰入額	レセ基本及び特掲点数比	
雑費		所属別職員数比		
控除対象外消費税等負担額		(材料費+委託費)比		
本部費配賦額		一括計上 運営管理系		
医業外収益	受取利息及び配当金	一括計上 運営管理系		
	有価証券売却益	一括計上 運営管理系		
	運営費補助金収益	一括計上 運営管理系		
	施設設備補助金収益	一括計上 運営管理系		
	患者外給食収益	一括計上 運営管理系		
	その他の医業外収益	一括計上 運営管理系		
医業外費用	支払利息	一括計上 運営管理系		
	有価証券売却損	一括計上 運営管理系		
	患者外給食用材料費	一括計上 運営管理系		
	診療費免減額	一括計上 運営管理系		
	医業外貸倒損失	一括計上 運営管理系		
	貸倒引当金医業外繰入額	一括計上 運営管理系		
	その他の医業外費用	一括計上 運営管理系		

図表 2-2-9 一次計上基準（科目別・部門別）

科目	計上基準	入院部門				外来部門				中央診療部門							補助・管理部門			
		病棟1	病棟2	病棟3	・・・	内科	呼吸器科	消化器科	・・・	手術	検査	画像診断	リハビリテーション	人工透析	薬剤	栄養	地域連携	その他	診療支援系	運営管理系
医業収益	入院診療収益																			
	室料差額収益																			
	外来診療収益																			
	保健予防活動収益																			
	受託検査・施設利用収益																			
	その他の医業収益																			
	保険等査定減																			
医業費用	材料費																			
	医薬品費																			
	診療材料費																			
	医療消耗器具備品費																			
	給食用材料費																			
	給与費																			
	給料																			
	賞与																			
	賞与引当金繰入額																			
	退職給付費用																			
	法定福利費																			
	委託費																			
	検査委託費																			
	給食委託費																			
	器具委託費																			
	医事委託費																			
	清掃委託費																			
	保守委託費																			
	その他の委託費																			
	設備関係費																			
	減価償却費																			
	医療用器械備品減価償却費																			
	放射線同位元素減価償却費																			
	その他の減価償却費																			
	器機賃借料																			
	医療用機器賃借料																			
	その他の機器賃借料																			
	地代家賃																			
	修繕費																			
	医療用器械修繕費																			
	その他の修繕費																			
	固定資産税等																			
	器機保守料																			
	医療用機器保守料																			
	その他の器機保守料																			
	器機設備保険料																			
	医療用機器設備保険料																			
	その他の器機設備保険料																			
	研究研修費																			
	車間関係費																			
	研究費																			
	研修費																			
	経費																			
	福利厚生費																			
	旅費交通費																			
	職員被服費																			
	通信費																			
	広告宣伝費																			
	消耗品費																			
	消耗器具備品費																			
	会議費																			
	水光熱費																			
	保険料																			
	交際費																			
	雑費																			
	租税公課																			
	医業貸倒損失																			
	貸倒引当金繰入額																			
	雑費																			
	控除対象外消費税等負担額																			
	本部費配賦額																			
医業外収益	受取利息及び配当金																			
	有価証券売却益																			
	運営費補助金収益																			
	施設設備補助金収益																			
	患者外給食収益																			
	その他の医業外収益																			
医業外費用	支払利息																			
	有価証券売却損																			
	患者外給食用材料費																			
	診療費免除額																			
	医業外貸倒損失																			
	貸倒引当金医業外繰入額																			
	その他の医業外費用																			

※白色部分に計上されることを表している。

図表 2-2-10 計上基準<sup>(注1)</sup>

No	計上基準名	説明		使用情報 <sup>(注2)</sup>
		分子(該当部門の値)	分母	
1	レセ基本及び特掲点数比	「基本診療料点数と特掲診療料点数の合計」	入院及び外来の「基本診療料点数と特掲診療料点数の合計」	レセ・実施場所
2	レセ材料点数比	「特定器材価格の合計」	入院及び外来の「特定器材価格の合計」	レセ
3	レセ薬剤点数比	「医薬品金額の合計」	入院及び外来の「医薬品金額の合計」	レセ
4	延べ患者数比	「患者数の合計」	全部門「患者数の合計」	収支計算 ファイル
5	所属別医師勤務時間比	「医師の勤務時間の合計」	全部門「医師の勤務時間の合計」	医師勤務に関する調査票
6	所属別職員数比	「職員数の合計」	全部門「職員数の合計」	収支計算 ファイル
7	所属別面積比	「面積」	全ての建物における総「面積」	
8	病床数比	「病床数の合計」	全部門「病床数の合計」	
9	職員給金額比	「職員給金額の合計」	全部門「職員給金額の合計」	

(注1) 図表 2-2-8 に示している「計上基準」と対応している。

(注2) 「レセ」は「レセプトデータもしくはEファイル」、「実施場所」は「手術、検査、画像診断の実施場所に関する調査」を示す。

② 二次配賦

二次配賦は、補助・管理部門に一次計上された医業費用、医業外収益及び医業外費用を、入院、外来、中央診療部門へ配賦する手続きである。具体的には、補助・管理部門を診療支援系及び運営管理系に大別し、それぞれに含まれる部門(部署)に一次計上された値を、費目別に以下の配賦基準に基づき配賦する。

図表 2-2-11 二次配賦基準

		補助・管理部門					
		診療支援系			運営管理系		
		医事	用度	情報管理	総務	施設管理	図書室
医業費用	給与費	延べ患者数比率			職員数比率	面積比率	医師数比率
	委託費						
	設備関係費						
	研究研修費						
	経費	延べ患者数比率			職員数比率		
	控除対象外消費税等負担額	—	—	—	(材料費+委託費)比率	—	—
	本部費配賦額				職員数比率		
医業外収益		—	—	—	職員数比率	—	—
医業外費用		—	—	—	職員数比率	—	—

### ③ 三次配賦

三次配賦は、中央診療部門の医業収益及び医業費用、医業外収益及び医業外費用を、入院、外来部門に配賦することである。具体的には、中央診療部門に一次計上、二次配賦で計上された値を費目別に以下の配賦基準に基づき配賦する。

図表 2-2-12 三次配賦基準

科目	中央診療部門									
	手術	検査	画像診断	リハ	薬剤	人工透析	栄養	地域連携		
医業収益	入院収益	K手術_点数比	D検査_点数比	E画像診断_点数比	Hリハ_リテーション_点数比	F投薬_点数比	J038人工腎臓_点数比	入院時食事療養費・特別食加算・食堂加算_SI点数費	B指導管理料、C在宅患者診療・指導_点数比	
	外来収益									
	その他の医業収益									
医業費用	医薬品費	等価係数(手術・材料費)×実施件数	等価係数(検査・材料費)×実施件数	等価係数(画像診断・材料費)×実施件数	Hリハ_リテーション_IY_点数比	F投薬_IY_点数比	J038人工腎臓_IY_点数比	全てのSI点数費	B指導管理料、C在宅患者診療・指導_点数比	
	材料費				Hリハ_リテーション_点数比	F投薬_点数比	J038人工腎臓_点数比			
	給食用材料費				Hリハ_リテーション_TO_点数比	F投薬_TO_点数比	J038人工腎臓_TO_点数比			
	診療材料費									
	医療消耗器具備品費									
	給与費	等価係数(手術・給与費)×実施件数	等価係数(検査・給与費)×実施件数	等価係数(画像診断・給与費)×実施件数	Hリハ_リテーション_SI_点数比	F投薬_SI_点数比	J038人工腎臓_SI_点数比			
	委託費	検査委託費	等価係数(検査・委託費)×実施件数	等価係数(検査・委託費)×実施件数	等価係数(検査・委託費)×実施件数	延べ患者数比				
		給食委託費	K手術_SI_点数比	D検査_SI_点数比	E画像診断_SI_点数比					
		寝具委託費								
		医事委託費								
		清掃委託費								
		保守委託費								
	その他の委託費									
	設備関係費				延べ患者数比					
研究研修費	K手術_SI_点数比	D検査_SI_点数比	E画像診断_SI_点数比	延べ患者数比						
経費	K手術_SI_点数比	D検査_SI_点数比	E画像診断_SI_点数比							
控除対象外消費税等				(材料費+委託費)比						
本部費配賦額				職員数比率						
医業外収益				職員数比率						
医業外費用				職員数比率						

(注) SI：診療行為、IY：医薬品、TO：特定保険医療材料

特に、中央診療部門の中で大きなウェイトを占める「手術」「検査」「画像診断」部門の給与費・材料費については、それぞれの行為にかかった費用を相対化した「等価係数」を用いて各診療科に費用を配賦している。この「等価係数」を用いた配賦を行うことにより、中央診療部門の費用が実態に近い状態で各診療科に分配されることになる。

### (6) 等価係数

#### ① 等価係数の種類

上記のとおり、三次配賦で中央診療部門に計上された収益、費用を各診療科に配賦する際には、その配賦基準の一部として「等価係数」を使用する。手術・検査・画像診断部門に計上された給与費と材料費は、それぞれの「等価係数」に従って各診療科に配賦されることになる。「等価係数」とは、中央診療部門（手術、検査、画像診断部門）で実施されたサービス種類別に投入した資源投入量（給与費、材料費）のデータから「サービスの1回当たり費用」を算出し、仮にある特定の「サービスの1回当たり費用」を「1.00」とした場合の、当該サービスに関する「サービス1回当たり費用」の比率を算出したものである。本調査研究における等価係数の種類を図表 2-2-13 に示す。

図表 2-2-13 等価係数の種類

部門	等価係数の種類 <sup>※</sup>
手術部門	①給与費等価係数 ②材料費等価係数
検査部門	①給与費等価係数 ②材料費等価係数
画像診断部門	①給与費等価係数 ②材料費等価係数

※ 平成17年度調査では給与費・材料費の他、設備関係費についても個別に等価係数を作成したが、この設備関係費の等価係数を用いて配賦を実施したところ、その結果が延べ患者数を用いて配賦した結果と概ね一致した。従って、それ以降の調査では設備関係費の配賦は延べ患者数比を基準として用いているが、高額医療機器等の費用の配賦の妥当性については今後も引き続き検討していく必要がある。

## ② 等価係数の計算方法

手術・検査・画像診断部門の給与費・材料費の等価係数は以下のとおり算定する。

### (a) 手術部門

#### ○給与費等価係数

例：K005（皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部））サービスの1回当たり給与費  
 = (K005 サービスに医師が関与する平均的な1回当たり執刀時間 × 医師時給)  
 + (K005 サービスに看護師が関与する平均的な1回当たり手術時間<sup>注1</sup> × 看護師時給)  
 + (K005 サービスに麻酔医が関与する平均的な1回当たり麻酔時間 × 麻酔医時給)  
 + ……

#### ○材料費等価係数

例：K005（皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部））サービスの1回当たり材料費  
 = (K005 サービスに1回当たり使用した請求薬剤費<sup>注2</sup> + 特定保険医療材料費<sup>注2</sup>)

### (b) 検査部門

#### ○給与費等価係数

例：D007（血液化学検査）サービスの1回当たり給与費  
 = (D007 サービスに医師が関与する平均的な1回当たり検査時間 × 医師時給)  
 + (D007 サービスに看護師が関与する平均的な1回当たり検査時間 × 看護師時給)  
 + (D007 サービスに検査技師が関与する平均的な1回当たり検査時間 × 検査技師時給)  
 + ……

#### ○材料費等価係数<sup>注3</sup>

例：D007（血液化学検査）サービスの1回当たり材料費  
 = (D007 サービスに1回当たり使用した特定保険医療材料費<sup>注2</sup>)



### (c) 画像診断部門

#### ○給与費等価係数

例：E001（写真診断）の1回当たり給与費

$$\begin{aligned} &= (\text{E001 サービスに} \underline{\text{医師}} \text{ が関与する平均的な 1 回当たり} \underline{\text{画像診断時間}} \times \underline{\text{医師時給}}) \\ &+ (\text{E001 サービスに} \underline{\text{看護師}} \text{ が関与する平均的な 1 回当たり} \underline{\text{画像診断時間}} \times \underline{\text{看護師時給}}) \\ &+ (\text{E001 サービスに} \underline{\text{診療放射線技師}} \text{ が関与する平均的な 1 回当たり} \underline{\text{画像診断時間}} \\ &\quad \times \underline{\text{診療放射線技師時給}}) \\ &+ \dots \end{aligned}$$

#### ○材料費等価係数

例：E001（写真診断）サービスの1回当たり材料費

$$= (\text{E001 サービスに 1 回当たり使用した特定保険医療材料費}^{\text{注2}} + \text{同薬剤費}^{\text{注2}})$$

注1 手術時間は、入室から退室までの時間である。

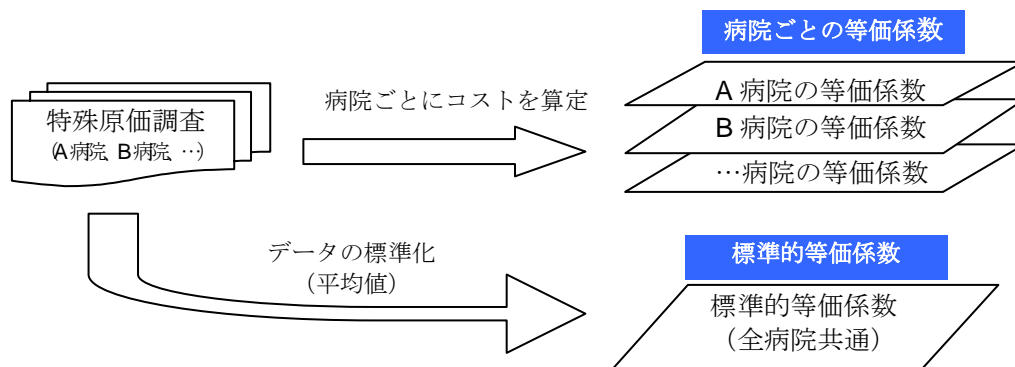
注2 薬剤費、医療材料費の個別の購入価格及び請求外の材料費を把握することは難しいため、コード単位の1回あたり点数を等価係数の代替数値として使用した。

注3 ただし、検体検査については外部委託先の定価表を用いて等価係数とした。

### ③ 標準的等価係数

各病院から提供されたデータを用いて、上記方法により等価係数を算定する。等価係数には、データ提供病院について作成する病院ごとの等価係数と、各病院のデータを集計して全病院の三次配賦時に共通して使用する「標準的等価係数」の二種類がある。このうち、本調査研究における診療科収支計算において重要な「標準的等価係数」についてより適切な算定方法を検討するため、平成19年度は「特殊原価調査ワーキンググループ」を組織して「特殊原価調査」全般についての課題を検討した。検討内容については、「第4章 考察 2. 特殊原価調査」に記載する。

図表 2-2-14 病院ごとの等価係数と標準的等価係数



## 第3章 調査研究の結果

### 1. 一般原価調査

#### (1) 調査対象病院

平成 18 年度調査対象病院及びそれ以外の病院（レセプト電算システム病院に限定）合計 186 病院に調査依頼を行い、このうち応諾を受けた 88 病院を調査対象とした。調査対象の 88 病院の属性は以下のとおりである。

図表 3-1-1 本調査研究（平成19年度）の対象病院数

区分	①DPC 対象病院 (H18 年度時点)	②それ以外の病院 (H18 年度時点)	合計
A. 平成 18 年度調査対象病院	33 病院	32 病院	65 病院
(平成 18 年度分析対象病院)	(23 病院)	(23 病院)	(46 病院)
(平成 18 年度分析対象外病院)	(10 病院)	(9 病院)	(19 病院)
B. 平成 19 年度新規協力病院	7 病院	16 病院	23 病院
合計	40 病院	48 病院	88 病院

図表 3-1-2 開設者別、病床規模別 対象病院数

開設者	病床規模			合計
	20-199床	200-499床	500床以上	
医療法人	18 (20.5%)	23 (26.1%)	4 (4.5%)	45 (51.1%)
国立・公立	0 (0.0%)	12 (13.6%)	3 (3.4%)	15 (17.0%)
上記を除く開設区分※	5 (5.7%)	15 (17.0%)	8 (9.1%)	28 (31.8%)
合計	23 (26.1%)	50 (56.8%)	15 (17.0%)	88 (100.0%)

※「上記を除く開設区分」とは、「公的」（日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会）、「社会保険関連法人」（全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合）、「その他」（公益法人、社会福祉法人、医療生協など）である。

#### (2) 調査実施状況

平成 19 年度の「一般原価調査」の調査対象月は平成 19 年 7 月とし、平成 19 年 10 月から調査を開始した。調査全体を 3 ステップに分け、最初に提出されたステップ 1 の調査票（「レセプトデータもしくは E ファイル」）から、次のステップ 2 の調査票（「部門設定調査」）を作成し、その回答をもとにステップ 3 の調査票（「収支計算ファイル」「医師勤務に関する調査」「手術・検査・画像診断の実施場所に関する調査」）を作成して、段階的に送付し